

【論説】

「裁判を受ける権利」の制度的前提

司法アクセス研究からみた総合法律支援法

吉岡すずか

〔目次〕

概要

1. 問題の所在と本稿の目的
 - 1.1 問題の所在
 - 1.2 「裁判を受ける権利」における制度的前提とは何を想定しているのか
 - 1.3 本稿の目的と方法
 2. 司法アクセス研究から見た理論的背景
 - 2.1 裁判に至る以前の段階という視角——紛争過程論と司法アクセス研究の展開
 - 2.2 法の意味・経験と制度到達——司法アクセス研究の多様化
 - 2.3 「裁判を受ける権利」を再定位する理論的含意——制度としての裁判に至る以前の段階
 - 2.4 本章のまとめ
 3. 総合法律支援法と「裁判を受ける権利」
 - 3.1 「裁判を受ける権利」を支える制度的前提としての総合法律支援法
 - 3.2 前提条件への制度的関与としての総合法律支援法——司法アクセス研究からの位置づけ
 - 3.3 総合法律支援における「司法ネット」の再定位
 - 3.4 本章のまとめ
 4. 「裁判を受ける権利」はいかに現れるのか
- 文献

概要

近年の憲法学は、「裁判を受ける権利」の射程を、単なる出訴権や司法拒否の禁止にとどまらず、裁判制度への接続条件を含む動態的な概念として整理しているが、こうした「前提条件」が、具体的にいかなる制度や実践によって形成

「裁判を受ける権利」の制度的前提（吉岡すずか）

されているのかについては、必ずしも十分に検討されてこなかった。

本稿は、司法アクセス研究の知見を参照しつつ、裁判に至る以前の段階に着目し、総合法律支援法および法テラスの制度的役割を検討する。とりわけ、総合法律支援法を、「裁判を受ける権利」を補完・補強する制度としてではなく、同権利が作動するための制度的前提を構成する制度として捉え直す点に、本稿の独自性がある。

本稿の検討を通じて、総合法律支援は、情報提供や相談支援を通じて、法的問題が裁判制度へと接続される以前の段階に制度的に関与し、その前提条件の形成に関与してきたことが明らかとなる。具体的には、法テラスにおける司法ソーシャルワークの展開が、当初構想された「司法ネット」という理念を現場において具体化してきた実践として位置づけられるとともに、情報提供業務が、生活上の困難を法的に意味づけ可能な問題へと翻訳する回路を制度として担ってきたことが示される。

以上の検討を通じて本稿は、「裁判を受ける権利」を、制度的前提と社会的実践に支えられた権利として再定位し、司法アクセス研究の視角から同権利の現代的意義を理論的に可視化する。

1. 問題の所在と本稿の目的

1.1 問題の所在

司法制度改革の諸制度の中で、総合法律支援制度は、全国を対象とする制度的枠組みとして構築され、運用されてきた制度として位置づけられてきた。その制度史的意義については、既に別稿において検討した（吉岡 2024）。

司法アクセスは、裁判所手続の利用に限定されるものではなく、弁護士等による助言・交渉・代理、法的支援、ADR 等を含む司法サービス利用全体を射程入れて把握されてきた概念である（濱野 2018）。他方で、総合法律支援制度がいかなる権利構造を前提とし、どのような司法アクセス（Access to Justice）像を内包しているのかについては、必ずしも十分に理論化されてきたとはいえない。

本稿が問うのは、「裁判を受ける権利」が想定してきた「前提条件」とは、現代社会においていかなる制度的配置によって形成されているのかという点である。とりわけ、裁判制度への接続を媒介する支援制度が、「裁判を受ける権利」の作動にいかなるかたちで関与しているのかを、司法アクセスの観点から明らかにすることを目的とする¹。

¹ 本稿において「裁判を受ける権利の作動」とは、当事者が同権利をどの程度意識的に主

1.2 「裁判を受ける権利」における制度的前提とは何を想定しているのか

「裁判を受ける権利」について、近年の憲法学は、その射程を単なる出訴権や司法拒否の禁止に限定するのではなく、裁判制度の設計全体を視野に入れた権利として再構成してきた。本稿では、後に総合法律支援法を検討するにあたり、この権利概念の射程をあらかじめ確認しておく必要がある。

その際の参照枠として、近年の状況を踏まえつつ「裁判を受ける権利」の前提条件およびその射程を検討したものとして、宍戸常寿「裁判を受ける権利の現在と未来」(2020 年)を挙げておきたい。宍戸は、同権利を、事件類型に応じた適正な裁判を受ける権利や実効的な権利救済を求める権利にとどまらず、法律扶助制度や司法へのアクセスといった制度的前提条件までを含む動態的概念として整理している。そこでは、訴訟事件のみならず、非訴事件や仮処分等も含め、裁判所による判断が人びとの権利救済として機能するための条件が体系的に検討されている。

この点に関連して、「裁判を受ける権利」が「制度的前提条件」を含む概念として構成されうるのは、その文言上の含意からも補強される。守矢(2021 年)は、「裁判を受ける」という表現について、ドイツ語における裁判保障概念との翻訳過程を丁寧に検討し、「受ける」という語が単に裁判手続に参加することを意味するのではなく、国家に対して裁判という制度的応答を求め、その実現を要請する関係的な権利構造を示すものであることを明らかにしている。こうした理解に立てば、裁判を受ける権利は、裁判開始後の手続保障にとどまらず、当事者が適切な形で裁判制度に接続されることを前提として、はじめて実質的に機能しうる権利として捉えられる²。

もっとも、理論的に射程を拡張して整理することと、判例運用のレベルにおいて同権利がどのように用いられているかは、区別して検討する必要がある。笹田(2020 年)は近年の裁判例を素材として、裁判を受ける権利が、個別手続の可否や範囲を画する補助的規範として用いられる傾向が強く、必ずしも制度全体を貫く中核的原理として機能しているわけではないことを指摘している。理論と運用とのあいだにみられるこの緊張関係は、「裁判を受ける権利」が実際

張し、行使しているかという主観的次元を指すものではない。むしろ、法的問題の認識、情報への接近、専門家や制度との接触といった社会的・制度的過程のなかで、結果として当事者が裁判制度へと接続されるか否かという点において、同権利がいかに現れ、あるいは現れないかを捉えるための分析概念として用いている。

² なお、憲法学においても、裁判を受ける権利を裁判開始後の手続保障に限定するのではなく、その前提となる制度配置や制度運用のあり方に着目する視角は、早くから示されていた。たとえば片山(2007 年)は、裁判制度へのアクセスを支える制度的条件が、権利の実質的な作動に影響を及ぼし得る点を指摘している。ただし、こうした議論は、裁判以前の社会的過程を経験的に記述する司法アクセス研究とは問題関心や方法を異にしており、本稿は後者の視角から、この点を改めて検討するものである。

「裁判を受ける権利」の制度的前提（吉岡すずか）

にはいかなる条件のもとで作動しているのかという問いを、あらためて要請する。

1.3 本稿の目的と方法

本稿は、以上の憲法学における検討を正面から受け止めつつ、そこで言及される前提条件や射程が、制度としてどのように具体化され、いかなるかたちで補完・展開されているのかを司法アクセスの観点から検討する。裁判制度への接続を媒介する支援制度がどのように機能しているのかに着目し、「裁判を受ける権利」の前提条件を具体的に記述することを目的とする。

もっとも本稿は、憲法上の権利論を否定したり、これを新たに再解釈したりすることを目的とするものではない。本稿が試みるのは、司法アクセスをめぐる社会的過程から「裁判を受ける権利」を照らし返すことによって、同権利が現代社会においていかなる条件のもとで実現されているのかを明らかにすることをめざすものである。その上で、総合法律支援法を「裁判を受ける権利」を具体化する制度の一つとして、いかに位置づけ直すことができるのかを検討する。

筆者はこれまで、司法ソーシャルワークという概念が確立する以前に始まり、その後も継続して行われてきた、法テラスのスタッフ弁護士による関係機関との連携実践を含め、法テラスにおける司法ソーシャルワークの実践を対象とした質的分析を行い、関係機関との連携の促進要因・阻害要因を含む制度運用上の課題を明らかにしてきた（例えば吉岡 2010；吉岡 2017b）。

さらに近年では、法テラスの認知度調査ローデータを用いた量的分析（吉岡 2017a, 2019a・b）や、ジュディケアに関わる弁護士を対象とした全国調査の分析（吉岡 2026）を通じて、情報収集、相談、専門家利用といった到達過程が、制度配置によってどのように分岐しているのかを明らかにしている。

本稿は、これらの研究蓄積を踏まえつつ、「裁判を受ける権利」を、抽象的な規範としてではなく、具体的な社会的実践と制度配置に支えられた権利として再定位することを試みる。

2. 司法アクセス研究から見た理論的背景

2.1 裁判に至る以前の段階という視角——紛争過程論と司法アクセス研究の展開

本章では、司法アクセス研究の知見を踏まえ、「裁判を受ける権利」が抱える現代的課題を整理していく。まず、本節では、紛争過程論を起点として、裁判に至る以前の段階がいかに研究対象として捉えられてきたのかを、司法アクセ

ス研究の展開とともに整理する。

司法アクセス研究は、1980 年前後のアメリカ法社会学において、裁判利用を所与としない視角が提示されたことを起点として展開してきた³。とりわけ、いわゆるウィスコンシン学派に位置づけられる フェルスティナー、エイベル、サラットによる紛争過程の研究は、当事者が法的問題をいかに認識し、責任を帰属させ、制度的主張へと転化していくのかという過程に着目する視角を提示した。この視角は、多くの紛争が裁判に至る以前の段階で脱落・分岐しているという認識を、司法アクセス研究の中心的問題として位置づけた点に特徴がある。

こうした紛争過程論の展開の中で、サラットを中心とする研究においては、日常的な不満やトラブルから裁判に至るまでの過程を階層的に示す紛争ピラミッドのイメージが提示された。紛争ピラミッドは、裁判に至る事案がごく一部に限られることを可視化する概念装置として、その後の司法アクセス研究に大きな影響を与えた。

このように、司法アクセス研究は、制度の有無や利用可能性のみを問題とするのではなく、裁判に至る以前の段階における法的問題の認識や分岐の過程に着目する視角を提示してきた⁴。

2.2 法の意味・経験と制度到達——司法アクセス研究の多様化

本節では、紛争過程論以降の司法アクセス研究において、法的問題の意味づけや経験、コミュニティとの関係がどのように分析されてきたのかを整理する。

ウィスコンシン学派の研究と並行して、1980 年代後半から 1990 年代にかけては、エンゲルやグリーンハウスに代表される *Law and Community* 研究および法意識研究が展開された。これらの研究は、法や裁判が人びとにとっていかなる意味を持ち、なぜ選択されたり、あるいは回避されたりするのかという問いを、コミュニティや人間関係の文脈に即して、主として質的研究を通じて分析してきた。

これらの研究は、裁判に行かないという選択を、無知や消極性の結果としてではなく、人間関係や社会的規範、将来の関係維持を踏まえた合理的判断として捉え、司法アクセスを「意味」や「経験」の次元から捉え直した点に特徴が

³ 司法へのアクセスをめぐる議論は、1970 年代の「Access to Justice」運動にまで遡ることができる (Cappelletti and Garth 1978)。もっとも、本節が焦点を当てるのは、裁判利用を所与としない視角から、裁判に至る以前の社会的過程を分析対象として位置づけた紛争過程論以降の研究である。

⁴ 例えば、より近年では、濱野 (2018) が司法アクセスをめぐる理論的整理に加え、政策的・制度的論点についても包括的に論じている。もっとも、本稿では、司法アクセスを制度の有無や利用可能性に還元せず、法的問題の認識や制度接続の過程を捉えるための分析視角として提示している点に着目する。

「裁判を受ける権利」の制度的前提（吉岡すずか）

ある。

1990年代に入ると、ゲンによる *Paths to Justice* 調査に代表されるように、紛争過程論の知見は、大規模量的調査を通じて体系的に整理されることとなった。ゲンは、人びとが法的問題を経験した後、相談、専門家利用、裁判といった各段階にどの程度到達しているのかを明らかにし、司法アクセスを制度配置と利用行動との関係として把握する枠組みを提示した。このいわゆる到達過程モデルは、イギリスにとどまらず、日本の法社会学における紛争行動研究にも強い影響を及ぼしている。

こうした *Paths to Justice* 調査は、フェルスティナーやサラットらに代表される 1980 年代アメリカ法社会学の紛争過程論の影響を受けつつ、人びとが法的問題を経験した後、どの段階で制度に到達しているのかを大規模量的調査によって可視化した点に特徴がある。

さらに近年の司法アクセス研究においては、サンデファーが、量的調査を用いながらも裁判に至る以前の段階に焦点を当て、裁判や専門家に到達できない人びとが構造的に多数存在することを明らかにしている。サンデファーの研究は、紛争過程論や到達過程モデルの知見を前提としつつ、不平等の生成が裁判に至る以前の段階で生じていることを理論的に明確化した点に新しさがあり、その意味で、イギリス型の到達過程研究と、アメリカ型の意味・経験に着目する研究とを接続する位置を占めている。

日本における司法アクセスをめぐる議論では、地理・費用・情報・認知といった障害（バリア）の所在が主要な論点として整理されてきた。こうした整理は、とりわけ民訴法学、司法政策論、司法制度改革論の文脈において共有され、制度設計や政策評価の基礎をなしてきた。しかし、本稿が問題とするのは、そうした障害の有無に還元されないかたちで、法的問題がいかに認識され、意味づけられ、制度と接続されていくのかという社会的過程である。

2.3 「裁判を受ける権利」を再定位する理論的含意——制度としての裁判に至る以前の段階

以上のように、司法アクセス研究は、紛争過程、制度的到達、意味や経験、不平等という複数の視角を通じて発展してきたが、これらを制度設計の問題として統合的に捉える理論枠組みはなお発展途上にある。これらの知見を踏まえると、「裁判を受ける権利」は、裁判開始後の手続保障としてのみならず、裁判に至る前提条件が制度的にいかに関与しているかという観点から再検討される必要がある⁵。

⁵ 法情報をめぐる制度的課題については、法社会学の領域においても検討が進められてお

他方、日本の法社会学においては、司法アクセスをめぐる議論が必ずしも障害（バリア）の整理にとどまらず、調査方法や分析視角の点でも複数の系譜から構成されてきた。とりわけ、実証的調査に基づいて司法アクセスの実態を社会的分布として把握しようとする試みとしては、先行研究で触れた英国の *Paths to Justice* 調査を理論的・方法論的参照枠として受容した大規模研究が展開されてきた。その嚆矢として、村山眞維を代表とする司法利用・紛争経験調査（2003 年調査を起点とする一連の研究）⁶が挙げられる。

これに続いて、民事紛争全国調査から約 10 年後の社会状況の変化を捉える試みとして、佐藤岩夫を研究代表者とする「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトが実施された⁷。同プロジェクトは、高齢化の進行や司法制度改革後の環境変化が、相談行動や専門家・制度利用にいかなる影響を及ぼしているのかを検討対象としている点に特徴がある。これらの研究は、量的把握を基礎としつつ、裁判や法律専門職に至らなかった事例や相談段階での経験を部分的に質的データとして検討することにより、日本における司法アクセスの社会的分布を可視化してきた。

他方、本稿が参照するもう一つの重要な研究潮流として、紛争過程論の視角に立ち、当事者が法的問題をいかに認識し、相談実践や制度配置のなかで専門家・制度と接触していくのかという過程そのものを、質的データに即して記述する研究がある。筆者もこれまで、裁判利用の有無や到達点の分布を問うのではなく、制度への接続が成立する以前の相互行為や実践に着目し、相談段階を中心とした分析を行ってきた（吉岡 2013；2017；2019）。これらの検討は、本稿が採用する視角と方法論の背景をなすものである。

すなわち、本研究は、日本の司法アクセス研究における到達過程モデルの知見を参照しつつ、筆者がこれまで蓄積してきたエスノグラフィック研究および量的研究を基盤として、総合法律支援法が、裁判に至る以前の段階における前提条件を、いかに構成し、作動させているのかを明らかにするものである。司法アクセスを個人の選択や文化的要因に還元するのではなく、制度の構造とその作動のあり方として捉える点に、本研究の視角がある。

前述の、紛争が裁判に至る以前の段階で多数分岐・脱落していることを図式的に可視化した紛争ピラミッドの理解を踏まえ、あえて公式統計に目を向けるならば、司法統計年報は、単なる量的指標としてではなく、裁判制度が社会の

り、北大法学論集 76 号の法情報特集に掲載された郭（2025）は、その重要な参照点の一つと位置づけられる。もっとも、本稿は、情報それ自体の制度的位置づけには立ち入らず、相談や制度的接続の過程における機能に着目する。

⁶ 村山眞維他編（2010）。

⁷ 佐藤岩夫他編（2023）。

「裁判を受ける権利」の制度的前提（吉岡すずか）

中で作動した地点を示すデータとして捉えることが可能であろう。もっとも、司法統計年報は、日本において紛争が裁判制度へと接続された作動後の地点を数量的に把握する上では有用である。しかし、紛争がいかに認識され、いかなる経路を経て制度に接続されたのか、あるいは接続されないままに終わったのかといった、裁判利用以前の社会的過程を直接に示すものではない。

本稿は、紛争ピラミッドおよび司法アクセス研究の知見と照合することを通じて、司法統計年報が捉えうる範囲とその限界を確認するとともに、同統計を用いた司法サービスの到達過程やアウトリーチの在り方に関する本格的な検討については、今後の課題としたい。

2.4 本章のまとめ

以上で見てきたように、司法アクセス研究は、裁判利用を所与とせず、紛争や法的問題が裁判へと至る以前の段階における認識、意味づけ、制度接続の過程に注目して発展してきた。これらの研究は、「裁判を受ける権利」が形式的に保障されているだけでは、必ずしも人々が裁判に到達するわけではなく、その作動は社会的関係や制度的配置によって大きく左右されることを明らかにしている。こうした理論的知見を踏まえ、次章以下において、日本の総合法律支援法を、「裁判を受ける権利」が前提としてきた状況像との関係から検討する。

3. 総合法律支援法と「裁判を受ける権利」

3.1 「裁判を受ける権利」を支える制度的前提としての総合法律支援法

司法統計年報で視認されるデータの様相は、「裁判を受ける権利」が現実に作動している事例が、制度に捕捉された限られた範囲にとどまっていることを示しており、このことは、同権利が制度的前提に強く依存していることを示している。こうした状況を踏まえると、「裁判を受ける権利」を、抽象的な権利保障としてではなく、その実現を支える制度的前提との関係において捉える必要がある。この点で重要なのが、総合法律支援法である。同法は、法的問題を抱える人びとが、適切な情報提供や相談支援を通じて法制度に接続されることを目的として制定されており、裁判利用そのものを直接の対象とするのではなく、むしろ裁判に至る前段階の支援を制度的に位置づけている。

すなわち、総合法律支援法は、「裁判を受ける権利」が現実に意味を持つための社会的・制度的条件を整備する役割を担っており、同権利の「前提」を構成する制度として理解することができる。司法アクセス研究の視点から見れば、同法は、紛争が裁判制度に接続される以前の段階に関与することによって、「裁

判を受ける権利」の作動可能性を左右する制度的要素を可視化するものである。

本稿の執筆時点(2026年1月)で法テラスが設立されてから丸20年が経過した。この20年の間に、総合法律支援は制度として定着し、多くの人々が法(ここでは広義での)にアクセスするための重要な基盤となってきた。他方で、貧困や社会的孤立の深刻化、生活課題の複雑化など、法的支援を必要とする状況そのものも大きく変化している。法テラスが担ってきた役割は、単に制度創設当初に想定されたものを量的に拡大するだけでは捉えきれない段階に入っていると考えられる。

しかし、法社会学や司法アクセス研究の蓄積が示してきたように、人びとが法的問題を抱え、裁判に至るまでの過程は連続的であり、その前段階において多様な障害が存在する。弁護士数の過疎偏在、裁判所支部の配置、情報へのアクセスのあり方などは、「裁判を受ける権利」が形式的には保障されていても、実質的な行使を困難にする要因として繰り返し指摘されてきた⁸。

総合法律支援法は、憲法のように象徴的な権利規範を提示する法律でもなく、また司法制度改革審議会における華やかな制度構想の中心に位置づけられてきた法律でもないといえよう。さらに、個別の手続法のように明確な権利義務関係を直接定立する法律でもないため、法解釈学においても法社会学においても、分析対象としての位置づけが曖昧になりやすい性格を有している。その結果、実務の現場においては、同法は制度運用の前提として自明視され、あらためて問い直される対象とはなつてこなかった。総合法律支援法が、これまで本稿のような視角から十分に検討されてこなかった背景には、同法が決して重要でなかったからではなく、研究上「意味のある問い」として設定されてこなかったという事情があったと考えられる。

さりとて、本稿の関心は、総合法律支援法がいかなる法的概念を採用しているか、また立法過程においてどのような議論がなされたかを明らかにすることにはない。むしろ、同法が、どのような社会的実践を可能にしようとする制度として構想されてきたのかを問い直す点にある。すなわち、本稿は、総合法律支援法を法規範としてではなく、司法アクセスをめぐる実践の配置として捉え、その制度的意味を再定位することを目的とする。

⁸ 裁判官の非常駐問題は、裁判制度への物理的・時間的接続可能性に関わるものであり、まさに裁判を受ける権利が現実に行使され得るか否かと直接に関係する。この問題は、司法アクセスを空間的・時間的条件の組み合わせとして捉える視角の重要性を端的に示している。

「裁判を受ける権利」の制度的前提（吉岡すずか）

3.2 前提条件への制度的関与としての総合法律支援法——司法アクセス研究からの位置づけ

「裁判を受ける権利」は、憲法上の基本権として長らく重要な位置を占めてきたが、この権利が具体的にどのような条件のもとで行使可能となるのかについては、必ずしも十分に検討されてきたとはいえない。人びとが法的問題を抱え裁判に至るまでの過程において生じる現実的な障害については、憲法学の議論の射程外に置かれてきた側面がある。

これに対し、司法アクセス研究は、「裁判を受ける権利」の射程に含まれる事象を広く研究対象としてきたが、それらが同権利といかなる関係にあるのかを正面から検討することは、必ずしも主たる関心とされてこなかった。その一因として、法社会学的研究が、権利概念との対応づけよりも、具体的な社会過程の分析として蓄積されてきた点が挙げられる。これらの研究においては、法的問題の認識、専門家への接触、情報の取得、紛争の定式化といった複数の段階が連続的に存在し、いずれかの段階でつまづくことによって、裁判に至る以前に権利行使が事実上断念される状況が明らかにされてきた。

司法アクセス研究の蓄積が示すのは、「裁判を受ける権利」が単に裁判所の門戸が形式的に開かれていることによって実現されるものではないという点である。たとえば、弁護士の過疎偏在や裁判所支部の配置は、地域によっては法的専門家への接近そのものを困難にし、結果として裁判を選択肢に含めることを現実的に不可能にする（吉岡 2013 年；同 2022 年：76–78 頁，80–81 頁）。これらの要因は、憲法上の権利が保障されているにもかかわらず、その実質的行使を阻害する構造的条件として機能している。

さらに、司法アクセス研究は、法的問題が常に明確な「争訟」として認識されるわけではないことも明らかにしてきた。多くの場合、生活上の困難や紛争は、当初は法的問題として把握されず、他の社会的問題と絡み合った形で存在するものである。その段階で、適切な情報や専門的支援に接続できるか否かは、その後の紛争処理のあり方を大きく左右する。しかし、こうした紛争化以前の段階は、従来の「裁判を受ける権利」論において十分に位置づけられてこなかった。

総合法律支援は、まさにこの前段階に関与する制度として位置づけることができる。本稿でいう「関与」とは、特定の主体が直接的に問題解決へと介入することを意味するものではなく、法的問題の認識や選択肢の構成に影響を与えうる制度配置が裁判に至る以前の段階に組み込まれている状態を指す。

法テラスが中心となって推進してきた総合法律支援の枠組みは、裁判に至るか否かを含めた選択肢を現実のものとするために、情報提供、相談、専門家への橋渡しといった機能を担ってきた。これは、「裁判を受ける権利」を実質化す

るための制度的条件の形成に関与する営みであり、単なる補助的施策として理解されるべきものではない。

この点で、法テラスが実施する情報提供業務は、単に既存の制度への入口を示すものにとどまらない。生活上の困難として経験されている事象を、法的に意味づけ可能な問題として整理し、適切な支援主体へと接続する機能を担ってきた。それは、生活上の困難や不安として経験されている事象を、法的に意味づけ可能な問題として定式化し、制度的な処理の射程に載せるための翻訳装置として機能している。総合法律支援は、情報提供業務を通じて、生活上の困難や不安として経験されている事象を法的に意味づけ可能な問題として定式化する翻訳の回路を、制度として担うことによって、「裁判を受ける権利」が作動しうる前提条件の形成に関与しているのである。

実際に、人びとが法的問題を経験した後にどのような行動をとっているのかを量的データから検討すると、裁判や専門家への接続が自明な帰結ではないことが、より明確に示される。筆者が行った法テラス認知度調査の分析によれば、困りごとを経験しても一貫して何の行動もとらなかった層が一定の割合で存在すること、また、情報収集や相談行動が単線的に進行するのではなく、複数の経路と時間的順序の組み合わせによって分岐していることが確認されている（吉岡 2019a：68–70 頁，2019b：184–192 頁）。さらに、法テラスの認知は単一の情報源によって形成されるというよりも、複数の情報媒体や相談経験を通じて累積的に形成される傾向がみられ、このことは、「裁判を受ける権利」が作動するためには、当事者が自律的に制度へ到達することを前提とするのではなく、生活世界の中で問題が段階的に翻訳され、相談や紹介を通じて制度へと接続されていく回路が必要であることを示唆している（同 2019b：195–198 頁）。

他方で、法テラスにおけるスタッフ弁護士の実践分析を通じて、出張相談や関係機関との同席・協働といった活動が、当事者が法制度に接続されうる状態を形成する過程として機能していることも示されてきた（吉岡 2010）。

以上のように、司法アクセス研究の視点から見ると、「裁判を受ける権利」は、具体的争訟の場面においてのみ問題となる権利ではなく、裁判に至るまでの連続的過程全体において支えられるべき権利として捉え直される必要があるのではないか。この理解に立つとき、総合法律支援法は、「裁判を受ける権利」を現代社会において実質的に担保するための重要な制度的基盤として、あらためて位置づけられるように思うのである。

総合法律支援法は、「裁判を受ける権利」を単純に強化・制限する制度ではない。「裁判を受ける権利」が前提としてきた状況像そのものに修正や再考を迫る司法アクセス構想を含んでいる点を理論的に位置づけ直す必要があろう。

「裁判を受ける権利」の制度的前提（吉岡すずか）

3.3 総合法律支援における「司法ネット」の再定位

司法アクセス研究の視点から見ると、「裁判を受ける権利」は、具体的な争訟の場面においてのみ問題となる権利ではなく、裁判に至るまでの連続的な過程全体を通じて実質的に支えられるべき権利として捉え直される必要がある。この理解に立つとき、総合法律支援法が果たしてきた役割は、従来想定されてきた「補助的制度」という位置づけを超えた意味を有していることが明らかとなる。

本節では、前二節で整理した司法アクセス研究の知見を踏まえ、裁判に至る以前の段階を制度として捉えることが、「裁判を受ける権利」を再定位するうえでいかなる理論的含意を持つのかを検討する。

総合法律支援制度は、司法制度改革の過程において、当初「司法ネット」構想として構想・設計が開始された経緯を有している。この構想は、抽象的でありながらも、人びとと法、専門職、関係機関をネットワークとして結びつけるという点で、明確に関係性と接続を重視した理念であった。

濱野「日本における司法ネットのあり方」（2007年）は、法テラス設立以前の構想段階において、「司法ネット」が本来、市民の生活上の問題を司法へと媒介する構造として理念化されていたことを明らかにするとともに、その理念が制度化の過程において後景化する可能性を理論的に指摘していた。本稿は、この問題提起を受け止め、制度運用 20 年を経た現在において、当初の「司法ネット」構想が、いかなる実践として引き受けられ、どのようなかたちで具体化されてきたのかを、以下、司法アクセス研究の文脈に即して検討を加える。

制度化の過程において、「司法ネット」という用語は次第に用いられなくなり、代わって「総合法律支援」という用語が、法の名称および制度理念として前面に出るようになったが⁹、この変遷は、単なる用語の変更にとどまるものではなく、制度設計の重心が、関係性やネットワーク性よりも、個別の支援メニューや業務体系の整備へと移行していった過程を反映している¹⁰。

こうした「司法ネット」構想が、制度理念にとどまらず実践として定着してきた過程を示すものとして、法テラスにおける司法ソーシャルワークの展開がある。法テラス創設以降、司法ソーシャルワークは、スタッフ弁護士や地方事務所を中心に、情報提供、相談、関係機関との連携を横断的に担う実践として

⁹ 同制度が、当初構想された「司法ネット」という関係性重視の理念から、情報提供業務を中核に据える制度として具体化されていった過程については、制度史の観点からすでに詳しく論じたところである（吉岡 2013：6-10 頁，同 2024：3-4 頁）。

¹⁰ こうした制度設計上の変化については、立案担当者による記載（古口 2005）のほか、司法制度改革審議会での変遷や官僚主導による具体化の過程については、（吉岡 2013：6-10 頁）。

発展してきた。萌芽的な取り組みとして始まったこれらの実践は、約 20 年の制度運用を通じて、法的問題を生活上の困難として把握し、適切な支援や制度へと接続するための重要な回路として位置づけられるようになっている（吉岡 2025 : 74-76 および 78-79 頁）。

具体的には、地方事務所を拠点とする法テラスの司法ソーシャルワーク実践において、スタッフ弁護士や関係機関が継続的に関与する仕組みが構築されることで、特定の担い手に依存しない形で法的支援ネットワークが維持・再生産されてきたことが示されている。高知事務所の事例分析は、分科会や協議の場を通じて、生活上の困難として経験される問題が、制度的に共有・調整され、法制度への接続可能性が組織的に確保されていく過程を明らかにしている（吉岡 2014）。

このような司法ソーシャルワークの展開は、「裁判を受ける権利」が作動する以前の段階において、問題の認識や選択肢の構成がいかに制度的に支えられているかを具体的に示している。すなわち、司法ソーシャルワークは、「裁判に至る以前の段階」を制度として担う実践形態であり、「司法ネット」構想が現場において実質化された一つの到達点として理解することができる。

総合法律支援法は、法律扶助や情報提供、相談支援等を通じて、法的専門家へのアクセスを確保する制度として構築されてきた。しかし、その実際の機能は、単に個別の支援メニューを提供することにとどまらない。むしろ同法は、法的問題を抱える人びとが、情報提供や相談を通じて専門家や制度に接続されていく過程を、制度として担うものと理解することができる。

この点に着目すると、総合法律支援法は、「裁判を受ける権利」を実質化するための前段階的の制度として、独自の意義を有しているといえる。人びとが裁判という選択肢に到達するためには、情報への接近、専門家との接触、問題の整理と定式化といった複数の条件が満たされる必要がある。総合法律支援は、これらの条件を個人の努力や偶然に委ねるのではなく、制度としてその形成に関与することを目的として設計されてきた。

3.4 本章のまとめ

以上の検討から明らかになるのは、総合法律支援法が、「裁判を受ける権利」を単純に補完・補強する制度として理解されるべきものではない、という点である。同法は、「裁判を受ける権利」が前提としてきた状況像——すなわち、当事者が自ら法的問題を認識し、裁判という制度的回路に到達しうる主体としてすでに立ち現れているという暗黙の想定——そのものに修正を迫る司法アクセス構想を内包している。

司法アクセス研究が繰り返し示してきたように、現実には、法的問題は必ず

しも「問題」として認識される形で存在しているわけではなく、生活上の困難や不安、関係性の摩擦として経験されることが多い。そうした段階においては、「裁判を受ける権利」は、行使される以前に、そもそも射程に入らないまま失われてしまう可能性を孕んでいる。総合法律支援法は、まさにこの射程外に置かれてきた領域に制度として関与し、法的問題が制度的に翻訳され、可視化され、接続されるための回路を構築しようとした点に、その独自性がある。

この意味で、総合法律支援法を「アウトリーチを制度化した試み」として捉えることは、同法の理念を称揚するための評価ではない。それはむしろ、司法アクセスをめぐる理論的視座の転換を要請するものである。すなわち、司法へのアクセスを、個人が制度に「行けるか」「使えるか」という問題として捉える視点から、制度がいかにして生活世界の中に入り込み、法的問題をすくい上げ、接続していくのかという視点への転換である。

この視点の転換は、司法アクセス研究の系譜においても重要な含意を有する。従来の研究が、制度の入口や利用率、支援経路といった可視的な指標を主たる観測点としてきたのに対し、エスノグラフィックな研究視角は、法が現れなかった場所、語られなかった問題、沈黙や回避、翻訳の失敗といった不可視の過程を分析対象としてきた。総合法律支援法は、こうした不可視の領域に制度的に関与することを通じて、司法アクセスのあり方そのものを組み替えてきた制度として理解することができる。

本章で示したのは、総合法律支援法の実効性や成果を評価することではない。むしろ、同法が、憲法上の「裁判を受ける権利」が前提としてきた社会的条件をいかに再編し、どのような司法アクセス像を構想しているのかを理論的に可視化することであった。この読み替えを通じて、「裁判を受ける権利」を、抽象的規範としてではなく、具体的な社会的実践に支えられた権利として再定位するための理論的基盤が得られる。

4. 「裁判を受ける権利」はいかに現れるのか

本稿は、「裁判を受ける権利」を抽象的な規範としてではなく、現代社会においてそれがいかにして現れているのかという観点から検討してきた。具体的には、国内外の司法アクセス研究の知見を参照しつつ、裁判に至る以前の段階に着目し、法的問題の認識、情報への接近、専門家や制度との接触といった社会的過程の中で、「裁判を受ける権利」が顕在化したり、あるいは顕在化しないままに失われたりする様相を整理した。また、その制度的表現の一つとして総合法律支援法を位置づけ、同法が「裁判を受ける権利」の現れ方に関与してきた

あり方を、アウトリーチという視角から再定位した。

近年、情報通信技術の発展や社会環境の変化に伴い、法的問題の認識や情報取得、相談行動の多くがオンライン空間を通じて行われるようになってきている。とりわけコロナ禍を経て、非対面型のコミュニケーションや制度利用が急速に拡大したことは、裁判に至る以前の社会過程を考える上でも重要な背景である。しかし、こうした変化にもかかわらず、ポストコロナ社会において、対面による相互行為や制度的接続がなお重要な意味を持ち続けていることは、都市研究や社会分析の領域においても指摘されている (Reades & Crookston 2023) ¹¹。

もっとも、オンライン上のコミュニケーションにおいても対面に類似した相互行為が構成されうる一方で、その理解や感情の共有のあり方は状況に強く依存することが、心理学・メディア研究の領域では早くから論じられてきた ¹²。このように、対面性と非対面性はいずれかに単純化されるものではなく、どのような回路を通じて当事者が制度や専門家に接続されるのかという条件設定こそが、裁判を受ける権利の作動を左右する重要な要素となる。さらに、ネット空間を通じた法情報の流通が量的・質的に拡大する一方で、真偽の判別が容易でない言説や、特定の司法サービスへの誘導を伴う情報が混在しながら拡散する状況が常態化している。

以上のことは、「裁判を受ける権利」の制度的前提条件が、情報環境の変容のもとで再編されつつあることを示している。このような情報環境のもとでは、法的問題の認識や意味づけの段階において、当事者がいかなる情報を参照し、どのようなかたちで法制度や専門家との関係を形成していくのかが、従来以上に見えにくくなっている。

この点について、近年の憲法学は、デジタル情報環境における情報流通のあり方それ自体が、人びとの判断や行動を方向づけていることを明らかにしている。山本龍彦は、アテンション・エコノミーのもとでは、情報の可視性や流通がその正確性や公共性ではなく、注意を引きつけ、広告収入に結びつくか否かによって左右される構造が生じていることを指摘する ¹³。

¹¹ ジョナサン・リードス／マーティン・クルックストンによる『Why Face-to-Face Still Matters』は、コロナ禍以後の都市・組織・社会活動の変容を踏まえ、オンライン化や非対面化が進化した後も、対面による相互行為が、調整、信頼形成、制度的接続において持続的な意味を持ち続けていることを論じている。

¹² アルヴィド・カップパス／ニコル・C・クレマー（編）による『Face-to-Face Communication over the Internet』は、オンライン環境においても対面に類似した相互行為が構成されうることを、感情、理解、社会的手がかりといった観点から検討し、非対面型コミュニケーションの可能性と限界を論じている。

¹³ 山本龍彦は、アテンション・エコノミーのもとでは、情報の可視性や流通がその正確性や公共性ではなく注意を引きつけ広告収入に結びつくか否かによって左右される構造が生じていることを指摘している (山本 2024)。

このような情報環境のもとでは、法的問題を抱えた市民が最初に接触する法情報が、国によって公式に提供される中立的かつ正確な制度情報（法テラスによる情報提供を含む）であるとは限らない。むしろ、情報の提示や流通を支える技術的設計やプラットフォームの運用ロジックを通じて、特定の司法サービスや事業者への接続が方向づけられる場合がある。その影響は、コロナ禍を通じて、司法アクセスから相対的に遠い位置にあった人びとや社会的に脆弱な層においてより顕著に現れ、支援や制度への接続が困難となるかたちで表出した。

こうした現象は、裁判に至る以前の段階で人びとが立ち止まり、沈黙し、制度から離脱していく過程に注目してきた司法アクセス研究の知見と連続しており、少なくともアメリカにおいては、1960年代には既に社会学的研究において指摘されていた問題とも重なり合う¹⁴。裁判を受ける権利が現代社会においてどのようなかたちで現れているのかを問うことは、こうした連続性を踏まえつつ、前段階における条件の組み合わせを捉え直す作業でもある。

上記までの検討を通じて、本稿は、「裁判を受ける権利」を抽象的な規範としてではなく、現代社会においてそれがいかなる条件のもとで現実に作動しているのかという観点から捉え直してきた。司法アクセス研究の知見を踏まえ、裁判に至る以前の段階に着目することで、法的問題の認識、情報への接近、相談や専門家との接触といった社会的過程が、権利の行使可能性を事前に方向づけていることを示した。また、その制度的表現の一つとして総合法律支援法を位置づけ、同法が裁判を受ける権利を単に補完する制度ではなく、その前提条件を構成する制度として機能してきた側面を明らかにした。

以上の議論が示すのは、「裁判を受ける権利」を規範の水準にとどめるのではなく、社会的・制度的過程の中でそれがどのように可視化され、あるいは不可視化されているのかを捉え直すことの重要性である。こうした視点に立つと、ポストコロナ社会において、司法アクセスのあり方を方向づけてきた条件が大きく変容しつつあるなかで、法テラスや総合法律支援法といった個別制度の評価を超えて、法社会学にとって引き受けることが求められる理論的・方法的課題である¹⁵。

¹⁴ なお、紛争過程を制度的条件との関係で捉える視角は、Mayhew & Reiss（1969）において既に示されている。

¹⁵ なお、法社会学がこのような理論的・方法的課題を引き受けるにあたっては、量的データによる把握にとどまらず、制度の運用過程や担い手・利用者の経験がいかに構成されているのかを、現場に即して記述する質的研究の視角が不可欠である。この点については、参与観察の経験を通じて、法社会学における質的研究の可能性と課題を論じた吉岡（2025b）も参照されたい。

*本稿は科研費研究「ポストコロナ社会の法的支援ネットワーク 利用と供給の変容と課題」(21K01118) の研究成果の一部である。

【和文文献】

郭薇 (2025) 『『助言』から『共有』へ——情報化に伴う法専門職の変容可能性に関する序論的考察』『北大法学論集』76 卷 1・2 号, 184–198 頁。

片山智彦 (2007) 『裁判を受ける権利と司法制度』大阪大学出版会。

古口章 (2005) 『司法制度改革概説 5 総合法律支援法／法曹養成関連法』商事法務。

濱野亮 (2007) 「日本における司法ネットのあり方」財団法人法律扶助協会編『市民と司法——総合法律支援の意義と課題』商事法務, 143–177 頁。

濱野亮 (2018) 「司法アクセスに関する論点」『立教法学』98 号, 93–144 頁。

笹田栄司 (2020) 「裁判制度のバラダイムシフト——過去と未来をつなぐ憲法上の 10 のテーマ (3) 判例における『裁判を受ける権利』の過小な役割——裁判を受ける権利は『パンドラの箱』か」『判例時報』2458 号, 112–122 頁。

佐藤岩夫・阿部昌樹・太田勝造編 (2023) 『現代日本の紛争過程と司法政策——民事紛争全国調査 2016–2020』東京大学出版会。

穴戸常寿 (2020) 「裁判を受ける権利の現在と未来」『憲法研究』7 号, 73–84 頁。

守矢健一 (2021) 「日本憲法学における裁判を受ける権利の把握の一側面」『同志社法学』73 卷 6 号, 1507–1550 頁。

村山真維他編 (2010) 『現代日本の紛争処理と民事司法』(全 3 巻) 東京大学出版会。

山本龍彦 (2024) 『アテンション・エコノミーのジレンマ——「関心」を奪い合う世界に未来はあるか』KADOKAWA。

吉岡すずか (2010) 「スタッフ弁護士の可能性——関係機関との連携における実践」『自由と正義』61 卷 2 号, 103–110 頁。

吉岡すずか (2013) 『法的支援ネットワーク——地域滞在型調査〈エスノグラフィー〉による考察』信山社。

吉岡すずか (2017a) 「困りごとの解決行動パターン——平成 27 年度法テラス認知状況等調査の分析から」『総合法律支援論叢』9 号, 128–146 頁。

吉岡すずか (2017b) 「連携構築の促進要因・阻害要因」『法と実務』13 号, 160–171 頁。

吉岡すずか (2019a) 「困りごと解決行動における法テラスの認知——平成 28 年度法テラス認知度状況等調査の分析から」『仲裁と ADR』14 号, 65–72 頁。

吉岡すずか (2019b) 「困りごと解決行動における法テラスの認知——平成 28 年度法テラス認知度状況等調査の分析から」『法の経験的社会科学の確立に向けて』信山社, 177–199 頁。

吉岡すずか (2024) 「総合法律支援法の沿革と今後の課題」『市民と法』148 号, 3–7 頁。

「裁判を受ける権利」の制度的前提（吉岡すずか）

吉岡すずか（2025a）「法テラスの『司法ソーシャルワーク』——萌芽から定着に見る展望」『ジュリスト』1611号，74–79頁。

吉岡すずか（2025b）「法社会学研究における参与観察の可能性と課題」樫村志郎監修・和田仁孝・高橋裕・山田恵子編『質的探究——法社会学』信山社，117–136頁。

吉岡すずか（2026）「民事法律扶助における担い手の関与のあり方——ジュディケア弁護士と司法アクセス」『東海法学』70号，109–122頁。

【欧文献】

Sandefur, Rebecca L. (2008). “Access to Civil Justice and Race, Class, and Gender Inequality.” *Annual Review of Sociology*, Vol. 34, pp. 339–358.

Felstiner, William L. F., Richard L. Abel, and Austin Sarat (1980–81). “The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming.” *Law & Society Review*, Vol. 15, No. 3–4, pp. 631–654.

Cappelletti, Mauro and Bryant G. Garth (1978). *Access to Justice*. Milan: Giuffrè.

Genn, Hazel (1999). *Paths to Justice: What People Do and Think About Going to Law*. Oxford: Hart Publishing.

Griffiths, John, Anne Weyers, and Maurice Adams (eds.) (2010). *Paths to Justice: The Netherlands*. Antwerp / Oxford / Portland: Intersentia.

Mayhew, Leon H. and Albert J. Reiss, Jr. (1969). “The Social Organization of Legal Contacts.” *American Sociological Review*, Vol. 34, No. 3, pp. 309–318.

Reades, Jonathan and Martin Crookston (2023). *Why Face-to-Face Still Matters*. London: Policy Press.

Kappas, Arvid and Nicole C. Krämer (eds.) (2011). *Face-to-Face Communication over the Internet*. Cambridge: Cambridge University Press.

よしおか すずか（本学法学部教授）